

パブリックコメント手続実施概要

1. 案件名

交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
について

2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市健やか部こども園課
(2) 所在地 : 〒576-0034 交野市天野が原町5丁目5番1号（担当課）
(3) 電話番号 : 072-893-6407（担当課直通）

3. 概況

- (1) 意見等募集期間 : 開始 令和7年8月13日（水）から
終了 令和7年9月12日（金）まで
※郵送は期間内の消印があれば有効
(2) 実施周知手段 : 広報かたの、交野市ホームページ
(3) 資料等公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、
実施機関（健やか部こども園課）の事務所
(4) 意見等提出方法 : 書面、郵送、ファクシミリ、電子メール、
電子フォーム（Logo フォーム）

4. 意見の提出先

- (1) 書面持参先及び書面郵送先 : 健やか部こども園課
(2) ファクシミリ番号 : 072-892-0525
(3) 電子メールアドレス : kodomoen@city.katano.osaka.jp
(4) 電子フォーム URL : <https://logoform.jp/form/gwvT/1136373>

5. 意見提出の留意事項

- (1) 意見等の提出方法、期限を守ってください
(2) 意見等の提出に際しては、所定様式にて住所、氏名等を明記してください
(3) 意見等を提出できる市民等とは次の方々をいいます。
◇ 市内に住所を有する人
◇ 市内に事業所（事務所を含む。以下同じ。）を有する人や法人、団体
◇ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
◇ 市内に存する学校に在学する人
◇ 市税の納税義務を有する人や法人、団体
◇ その他この案件に利害関係を有する人や法人、団体
(4) 提出いただいた意見等の情報の全部又は一部を公表することがあります。
(5) 意見等に対する考え方、対応は個別には回答しません。

6. 公表資料

- (1) 交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
について
(2) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）